令和6年度第1回倉敷市男女共同参画審議会 次第

令和6年7月22日(月)午後2時~ 倉敷市役所本庁舎 水道局3階会議室

1	開会
2	市民局長あいさつ
3	会長あいさつ
4	委員・事務局自己紹介
5	事務局説明
(1) 男女共同参画課、男女共同参画推進センターの概要について
(2) 第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)について
6	議事
(1) 第四次くらしきハーモニープラン実施計画の令和5年度事業実績及び令和6年度事
	業計画について
(2) 男女共同参画に関するアンケートについて
7	その他
8	閉会

倉敷市男女共同参画審議会委員(令和6年7月現在)

(五十音順)

会長副会長	氏 名	所属・役職等					
	荒 井 佐 和 子	川崎医療福祉大学医療福祉学部 准教授					
	荒 木 政 隆	市民公募					
	今 井 圭 子	倉敷人権擁護委員協議会 委員					
	江 草 康 成	岡山労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官					
	榎 本 千 晴	連合岡山西部地域協議会倉敷地域連絡会 執行委員					
	遠 藤 佑 介	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 労働人事部倉敷労働人事室 室長					
	大 澤 貴 美 子	岡山大学グローバル人材育成院 准教授					
	大 田 和 幸	倉敷警察署生活安全課 企画係長					
	岡 﨑 伸 二	株式会社山陽新聞社 取締役倉敷本社代表					
	河 相 祐 子	市民公募					
	小 山 節 子	倉敷市民生委員児童委員協議会 監事					
副会長	島 田 恭 子	弁護士(あおば中央法律事務所)					
	瀧本遼太	倉敷市 P T A連合会 常任委員					
	立岡しのぶ	岡山県男女共同参画推進センター 所長					
	田邉上智	倉敷商工会議所青年部 会長					
	西 村 美 津 子	くらしき作陽大学食文化学部 准教授					
	原 田 理	倉敷市小学校長会(倉敷市立第一福田小学校長)					
会長	真 次 浩 司	倉敷市立短期大学 教授					
	安 原 朝 妃	市民公募					
	渡 邉 昌 子	倉敷市中学校長会(倉敷市立玉島東中学校長)					

(男性9人、女性11人)

倉敷市男女共同参画条例 (抜粋)

平成12年12月22日条例第43号 最終改正 平成25年12月26日条例第53号

第4章 倉敷市男女共同参画審議会

(設置等)

- 第29条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、倉敷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) DV防止計画の策定及び変更に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。 (組織等)
- 第30条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体から推薦された者
 - (4) 事業者から推薦された者
 - (5) 市民
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会)
- 第32条 審議会は、必要に応じて専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

男女共同参画課、男女共同参画推進センターの概要

1 概要

性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮して、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の 実現を目指して、令和3年4月を始期とする「第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷 市男女共同参画基本計画)」により、男女の対等なパートナーシップ形成、ワーク・ライフ・バ ランス、女性に対する暴力の根絶、女性活躍推進等のこれまでの取組を継承しながら、多様性 への理解・尊重がなされる社会の実現等に向けて取り組んでいく。

2 事務分掌

(1) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画に係る総合的な調査、企画及び推進に関すること。
- イ 男女共同参画の総合調整に関すること。
- ウ 男女共同参画審議会に関すること。
- エ 男女共同参画推進センターに関すること。
- オ 男女の人権に関すること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

(2) 男女共同参画推進センター

- ア 男女共同参画社会の形成に係る学習及び啓発に関すること。
- イ 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ウ 男女共同参画社会の形成に係る交流の促進及び市民活動の支援に関すること。
- エ 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。
- オ 男女共同参画社会の形成に係る調査及び研究に関すること。
- カ 男女共同参画社会の形成に係る総合調整に関すること。
- キ 男女共同参画推進センターの施設使用の管理に関すること。
- クドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護に関すること。
- ケ 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

3 業務内容

(1) 男女共同参画課

ア くらしきハーモニーフェスタの開催

性別にかかわりなく誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、第四次くらしきハーモニープランに基づき、講演会、展示等を開催する。

イ 高梁川流域女性活躍推進事業の開催

高梁川流域圏の方を対象に、女性の再就職支援に向けたセミナー等を開催する。

ウ 男女共同参画推進地域リーダー育成セミナーの開催

地域支援活動を行っている方を対象に、多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境づくりを目的として、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例等を内容とした講座を開催する。

エ 男女共同参画推進事業所の認定

市内事業所における男女共同参画を推進するため、ダイバーシティやワーク・ライフ・ バランスの推進、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業所を認定する。

オ 情報誌「WITHテリア」の発行

男女共同参画社会の実現を目指すための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を 行い、年1回、3月に発行する(令和5年度13,000部発行)。

(2) 男女共同参画推進センター(ウィズアップくらしき)

開館時間 9時~17時30分

休館日 月曜日、国民の祝日(月曜日が祝日に当たる場合は、その次の平日)、年末年始 ア くらしきハーモニーセミナーの開催

第四次くらしきハーモニープランの計画期間(令和7年度末)を展望しながらセミナーを実施するもので、ハーモニープランの11の重点目標にちなんだテーマに沿ったセミナーを年8回程度開催し、男女共同参画に関する市民意識の向上、醸成を図る。

イ デートDVに関する研修会等への講師派遣

高梁川流域の7市3町にある高等学校等が実施する学生又は保護者を対象に実施するデートDVに関する研修会等へ、講師を派遣する。

ウ 男女共同参画を推進する団体の活動支援

センター登録団体等(24団体)の活動拠点として支援を行うとともに、登録団体の自

立支援及び市との協力体制を図るため、団体自ら企画・運営を行う事業委託を実施する(令和5年度8団体へ事業委託)。

工 相談業務

一般相談のほか、高梁川流域配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談支援を行う。

- (ア) 電話・面接相談 (火~土 9時~17時30分)
- (イ) 法律相談(月2回)
- (ウ) 心理カウンセリング (月1回)
- (工) 相談件数

	3年度			4年度				5年度				
	電話	面接	法律	心理	電話	面接	法律	心理	電話	面接	法律	心理
件数	1, 693	243	112	25	1, 458	193	101	25	1, 885	152	87	31
合計	2, 073			1,777				2, 155				
DV	866				397				375			

※DVの件数は合計の内数